

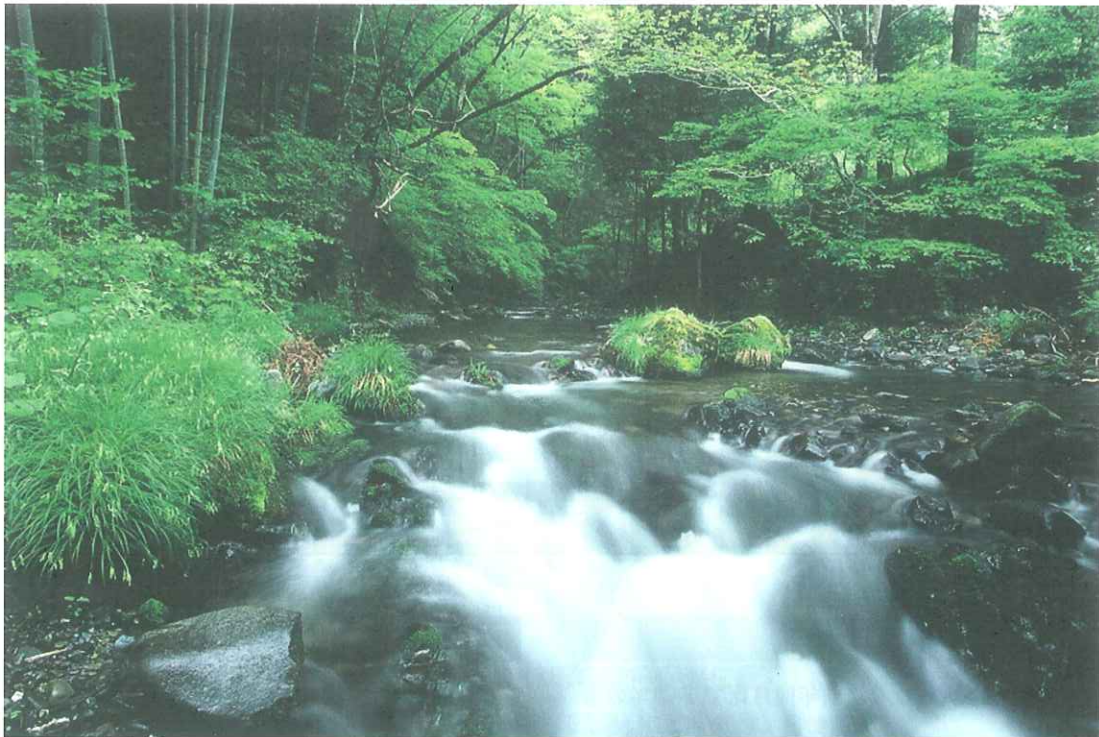
いばらき

第339号

# 雇用ニュース

7

【2010】



「八溝川（大子町）」 いばらきフォトダウンロードより

## 労働保険料の申告納付はおすすめですか！“7月12日まで！”

### おもな内容 CONTENTS

県内の雇用情勢	2
平成22年度「大好きいばらき就職面接会」が開催される	3
障害のある方を対象とした「就職面接会」を開催します！	4
障害のある方を雇用する事業主の方を応援します！	5
労働基準法の一部が改正され、平成22年4月1日から 施行されました	6
「労働時間等見直しガイドライン」が改正されました	7
茨城県雇用関係主要指標	8

## 茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス

<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>



# 有効求人倍率 0.46・雇用情勢は、厳しい状況下にあるものの、ゆるやかに持ち直しの動きが見られる

有効求人数（原数値）は36か月ぶりに増加

## 1 概況

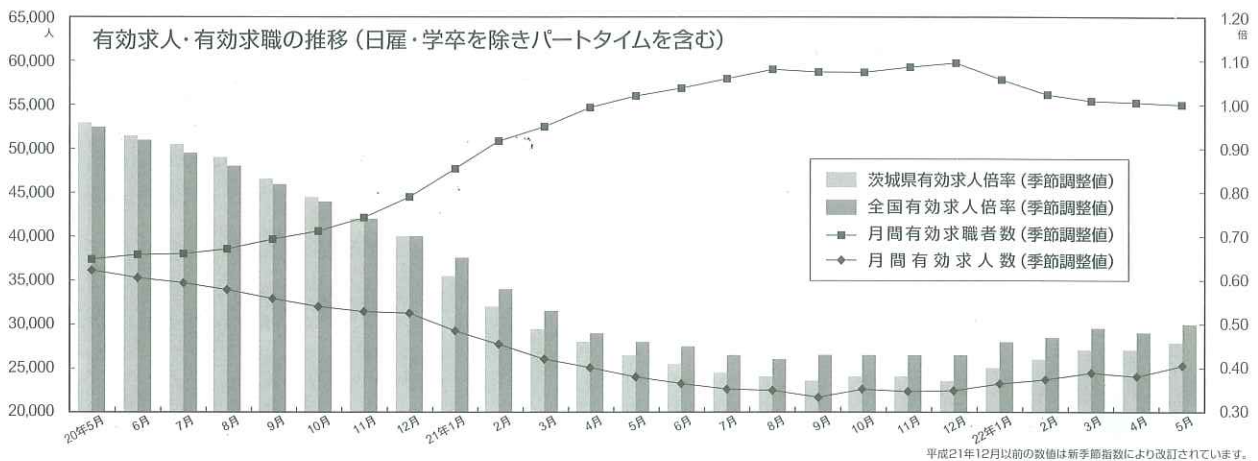
5月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は9,214人で前年同月に比較して14.4%増と3か月連続して増加となりました。産業別では、製造業が同50.9%増で5か月連続で増加しました。

新規求職者数は13,287人と同0.5%の増加となりました。雇用形態別に見ると、一般は同3.4%の減少となりましたが、パートタイムは同10.7%の増加となりました。また、パートを含む常用求職者では、若年求職者（34歳以下）が増加し高齢求職者（60歳以上）は減少しました。

有効求人数（原数値）は23,722人で、前年同月比で4.9%増と36か月ぶりに増加となりました。

一方、有効求職者数（原数値）は、59,105人（同1.4%減）と21か月ぶりに減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.46倍（季節調整値）と前月を0.02ポイント上回りました。なお、原数値も0.40倍と前年同月比で0.02ポイント上回りました。



## 2 新規求人の動き

新規求人数は9,214人となり、前年同月比で14.4%の増加となりました。

産業別にみると、生活関連サービス・娯楽業（同67.6%増）、製造業（同50.9%増）、運輸・郵便業（同33.7%増）、医療・福祉（同14.6%増）、サービス業（同14.3%増）、卸売・小売業（同7.9%増）、教育・学習支援業（同6.0%増）、建設業（同3.0%増）は増加し、情報通信業（同51.8%減）、学術研究、専門・技術サービス業（同8.7%減）、その他の産業（同0.1%増）は減少しました。

規模別に見ると新規求人数の約半数（59.8%）を占める29人以下（同29.3%増）と、500人以上（同64.5%増）、100～299人（同5.6%増）で増加したが、30～99人（同5.8%減）、300～499人（同18.7%減）で減少しました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比16.2%増と3か月連続で増加し、パートタイムでも同8.5%の増加となりました。

## 4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は3,789件で、前年同月に比較し34.9%減と6か月連続の減少となりました。また、新規求職者数に占める割合は28.5%と、前年同月（44.0%）を15.5ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は、13,406人と、前年同月比で31.3%減少（3か月連続の減少）となりました。被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は867人で、割合で10.8%（前年同月16.7%）となり、事業主都合離職者数では同42.6%減少となりました。

## 3 新規求職の動き

新規求職者数は13,287人となり、前年同月比で0.5%の増加となりました。

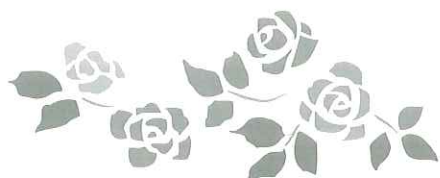
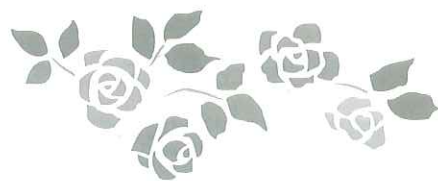
雇用形態別の割合では、一般が69.7%（前年同月72.5%）と2.8ポイント下回り、求職者数でも前年同月比で3.4%の減少となりました。

一方、パートタイムは30.3%（前年同月27.5%）と2.8ポイント上回り、求職者数でも同10.7%の増加となりました。

また、常用（パートタイムを含む）で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は41.1%となり、前年同月（40.8%）を0.3ポイント上回った。若年求職者数では前年同月比で1.2%の増加となりました。

同じく、パートタイムを含む新規求職者数のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は11.8%となり、前年同月（12.0%）を0.2ポイント下回り、高齢求職者数でも同1.8%の減少となりました。

# 平成22年度 大好きいばらき就職面接会を 開催しました。



茨城県・茨城労働局では、平成22年6月18日(金)、6月28日(月)に県内2会場(ホテルグランド東雲、ホテルレイクビュー水戸)で、大学院・大学・短大・専修学校等を平成23年3月に卒業予定の方と既に卒業し、まだ就職していない方を対象にした「大好きいばらき就職面接会(前期)」を開催しました。

2008年9月のリーマンショックからの厳しい雇用情勢により、新卒者の就職難を反映して、面接会には、つくば・水戸の両会場で新規学校卒業予定者983名・既に卒業された方190名の合計1,173名が参加しました。

求人は134社から806名の申込みがありました。

各ブースでは面接が行われ、参加者一人一人が真剣な眼差しで、人事担当者の話を聞いておりました。特に、事務系の面接ブースには50名からの長蛇の列ができるなど応募希望者が集中しました。

また、特設コーナーの「学生職業相談コーナー」「キャリアカウンセリングコーナー(いばらき就職支援センター)」では、希望する仕事が無い方や、面接の受け方に自信が無い方や履歴書等の記入の仕方に不安を持っている方を対象に、専門の相談員による相談を併せて行いました。

「大好きいばらき就職面接会」は平成22年10月以降に後期を開催する予定となっておりますので、大卒者等の採用をご検討いただき、求人申し込みと面接会への参加をお願いいたします。



# 障害のある方を対象とした 「就職面接会」を開催します!

●●● 貴社の参加をお待ちしております! ●●●

障害のある人もない人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指す「ノーマライゼーション（完全参加と平等）」に沿った社会を実現するため、今年度におきましても、県内のハローワーク（公共職業安定所）を中心に、下記の会場にて「障害者就職面接会（前期）」を開催いたします。

現在、面接会に向けて、求人申し込みを受け付けております。

是非、この機会に「障害者の採用」をご検討いただき、面接会に参加いただきますようお願いいたします。

地区別	開催日時	開催場所	関係ハローワーク
県央地区	9月15日（水） 13:00～15:30 （受付 12:30～）	水戸会場 ホテルレイクビュー水戸 水戸市宮町 1-6-1	水戸・笠間 常陸大宮
県北地区	10月7日（木） 13:00～15:30 （受付 12:30～）	日立会場 国民宿舎 鷺の岬 日立市十王町伊師 640	日立 高萩
県西地区	10月15日（金） 13:00～15:30 （受付 12:30～）	筑西会場 結城市民情報センター 結城市国府町 1-1-1	筑西・下妻 古河・常総
県南地区	10月8日（金） 13:00～15:30 （受付 12:30～）	土浦会場 ホテルマロウド筑波 土浦市城北町 2-24	土浦・石岡 龍ヶ崎
鹿行地区	10月14日（木） 13:00～15:30 （受付 12:30～）	鹿嶋会場 鹿島セントラルホテル 神栖市大野原 4-7-11	常陸鹿嶋

お問い合わせについては、

**最寄りのハローワークまたは**

**茨城労働局職業安定部職業対策課（☎029-224-6219）まで**

# 障害のある方を雇用する事業主の方を応援します!

ハローワークでは、障害のある方を雇用しやすくするために、  
いろいろな支援に取り組んでおります。

## 求人受理と職業紹介(仕事と障害者とのマッチング)

求人の申込みを受理し、求人事業主に対して、出来る限り希望に添った障害者を紹介するように努めております。

## 障害者試行雇用事業(トライアル雇用)

3 か月間の試行雇用を通して、雇用に対する不安を軽減し、円滑な雇用に移行します。事業主には、障害のある方 1 人につき、1 か月 4 万円の奨励金が支給されます。

(なお、支給要件がありますので詳しくはハローワークへお尋ねください。)

## 精神障害者ステップアップ雇用

精神障害者について、短時間就労から始め職場への適応状況に合わせて就業時間を延長していく「ステップアップ雇用」により、円滑な雇用に移行します。事業主には、精神障害者 1 人につき、1 か月 2 万 5 千円が支給されます。

(なお、支給要件がありますので詳しくはハローワークへお尋ねください。)

## 特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により障害のある方を 1 年以上継続して雇用する事業主に対し、支払った賃金に相当する額の一定率を一定期間援助します。

なお、対象者の雇入れ日の前日から起算して前後 6 か月間の間に被保険者を事業主都合により解雇している場合には、支給対象となりません。(他にも支給要件がありますのでハローワークへお尋ねください。)

## 障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)

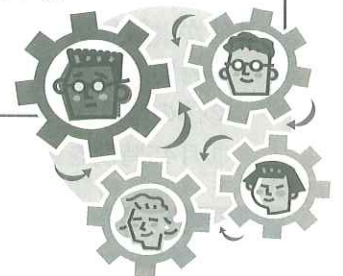
障害者雇用の経験のない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる 56 人~300 人規模の中小企業)においては、はじめて障害者を雇用した場合に、100 万円を支給します。

(なお、支給要件がありますので詳しくはハローワークへお尋ねください。)

## 発達障害者雇用開発助成金

地域障害者職業センターにおいて支援を受けた発達障害者の方を、ハローワークの紹介により雇用する事業主に対し、支払った賃金に相当する額の一定率を一定期間援助します。

事業主の方からは、雇い入れた発達障害者に対する配慮事項等についてご報告をいただきます。



※助成金制度には**支給対象となる要件**が

ございますので、詳しくは

**最寄りのハローワーク**または

**茨城労働局職業安定部職業対策課**

(☎029-224-6219)にご確認願います。



ご存知ですか!

# 労働基準法の一部が改正され、 平成22年4月1日から施行されました。

労働時間の現状を見ると、週60時間以上労働する労働者の割合は全体で10.0%、特に30歳代の子育て世代の男性のうち週60時間以上労働する労働者の割合は20.0%となっており、長時間にわたり労働する労働者の割合が高くなっております。(総務省「労働力調査」平成20年)

こうした働き方に対し、労働者が健康を保持しながら労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるよう労働環境を整備することが重要な課題となっております。

このため、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに、仕事と生活の調和がとれた社会を実現することを目的とした改正労働基準法が成立しました。

改正の趣旨・内容をご理解いただき、長時間労働の抑制等に向けた積極的な取組をお願いいたします。

## 時間外労働の割増賃金率が引き上げられます (中小企業については、当分の間、適用が猶予されます)

○1か月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が、現行の25%から50%に引き上げられます。

※割増賃金率の引上げは、時間外労働が対象です。

休日労働(35%)と深夜労働(25%)の割増賃金率は、変更ありません。

○ただし中小企業については、当分の間、法定割増賃金率の引き上げは猶予されます。

※中小企業の割増賃金率については、施行から3年経過後に改めて検討されることとされています。

○事業場で労使協定を締結すれば、1か月に60時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、改正法による引上げ分(25%から50%に引き上げた差の25%分)の割増賃金の支払いに代えて、有給の休暇を付与することができます。

○労働者がこの有給の休暇を取得した場合でも、現行の25%の割増賃金の支払いが必要です。

※労働者が実際に有給の休暇を取得しなかった場合には、50%の割増賃金の支払いが必要です。

## 割増賃金引上げなどの努力義務が労使に課せられます (企業規模にかかわらず、適用されます)

○「時間外労働の限度基準」(平成10年労働省告示第154号:限度基準告示)により、1か月に45時間を超えて時間外労働を行う場合には、あらかじめ労使で特別条項付きの時間外労働協定を締結する必要がありますが、新たに、

①特別条項付きの時間外労働協定では、月45時間を超える時間外労働に対する割増賃金率も定めること

②①の率は法定割増賃金率(25%)を超える率とするように努めること

③月45時間を超える時間外労働を出来る限り短くするように努めること

## 年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります (企業規模にかかわらず、適用されます)

○現行では、年次有給休暇は日単位で取得することとされていますが、事業場で労使協定を締結すれば、1年に5日を限度として時間単位で取得できるようになります。

※パートタイム労働者の方なども、事業場で協定を締結すれば、時間単位で取得できるようになります。

○年次有給休暇を日単位で取得するか、時間単位で取得するかは、労働者が自由に選択することができます。

厚生労働省・茨城労働局・労働基準監督署

# 「労働時間等見直しガイドライン」が 改正されました！

※「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）とは、事業主及びその団体が、労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項について定めたものです。

※「労働時間等の設定の改善」とは、労働時間、休日数及び年次有給休暇を与える時期その他労働時間等に関する事項について、労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものと改善することをいいます。

※「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）において、「休暇取得促進への支援措置」として、「労働時間等設定改善法に基づく『指針』をみなし、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組みの促進を図る」ことが明記されました。

## 年次有給休暇について、事業主に対して 次のような制度的な改善を促すこととしました。

○労使の話合いの機会において、年次有給休暇の取得状況を確認する制度を導入するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を検討しましょう。

○取得率の目標設定を検討しましょう。

○計画的付与制度（※）の活用を図る際、連続した休暇の取得促進に配慮しましょう。

※「計画的付与制度」とは、年次有給休暇取得のうち、5日を超える分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることが出来る制度のこと。  
この制度の導入が年次有給休暇の取得率向上に有効です。

○2週間程度の連続した休暇の取得促進を図るにあたっては、当該事業場の全労働者が長期休暇を取得できるような制度の導入に向けて検討しましょう。



「労働時間等の見直しガイドライン」は、仕事と生活の調和を実現して、労働時間等の見直しを推進するものです。

労働時間の設定の改善を含めた仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みは、少子化の流れを変え、人口減少化でも多様な人材が仕事につけるようにし、わが国の社会を持続可能で確かなものとするために必要な取り組みであるとともに、企業の活力や競争力の源泉である人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものです。

是非、経営者自らが主導して、職場風土改革のための意識改革等に努めましょう。



## 茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
19年度月平均	13,633	3,776	9,730	10,299	4,731	1,914	37,453	38,772	3,234	9,490
20年度月平均	11,755	2,790	8,888	11,656	5,030	1,258	32,089	42,176	3,115	10,422
21年度月平均	9,406	2,028	7,301	13,517	5,528	1,582	23,122	57,443	3,380	17,086
21年 4月	9,848	2,005	7,758	18,433	7,252	2,690	25,207	59,937	3,368	16,346
5	8,052	1,568	6,397	13,219	5,381	1,587	22,614	59,931	2,906	19,504
6	9,210	1,781	7,314	13,979	5,765	1,535	22,139	60,929	3,314	20,349
7	9,242	1,974	7,214	13,180	5,434	1,438	21,764	60,609	3,363	20,398
8	8,595	1,865	6,650	11,816	4,938	1,289	21,519	59,108	2,968	19,748
9	9,793	2,232	7,472	13,110	5,394	1,351	22,851	57,898	3,500	18,594
10	10,256	2,446	7,755	14,116	5,554	1,646	23,803	58,197	3,686	17,199
11	8,774	2,187	6,509	11,148	4,565	1,273	23,106	55,877	3,416	16,199
12	8,305	1,779	6,467	9,823	3,824	1,197	21,956	51,965	2,998	15,108
22年 1月	9,846	2,127	7,635	14,113	5,792	1,660	22,412	52,728	3,023	14,423
2	10,020	2,196	7,775	13,470	5,646	1,513	24,137	54,021	3,352	13,634
3	10,928	2,181	8,661	15,802	6,786	1,808	25,951	58,115	4,669	13,529
22年 4月	10,185	2,207	7,901	17,369	6,744	2,807	24,383	60,510	4,002	12,687
5	9,214	2,089	7,042	13,287	5,448	1,559	23,722	59,105	3,379	13,406
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
23年 1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値・%)
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
19年度月平均	1.32	1.47	0.97	1.02	▲ 6.5	▲ 9.0	▲ 6.4	▲ 3.7	▲ 5.4	▲ 5.7	▲ 8.2	▲ 2.5	255	3.8
20年度月平均	1.01	1.08	0.76	0.77	▲ 12.8	▲ 15.6	13.7	11.7	▲ 3.0	▲ 3.8	11.6	8.3	275	4.1
21年度月平均	0.70	0.79	0.40	0.45	▲ 19.4	▲ 17.5	17.7	12.5	8.6	9.1	68.4	43.7	343	5.2
21年 4月	0.71	0.79	0.46	0.48	▲ 24.6	▲ 26.5	39.0	28.8	1.9	0.8	100.9	76.3	346	5.0
5	0.67	0.75	0.43	0.46	▲ 34.2	▲ 34.5	23.1	14.8	▲ 7.7	▲ 6.6	109.7	70.3	347	5.1
6	0.70	0.78	0.41	0.45	▲ 20.1	▲ 22.3	34.6	29.8	4.2	8.6	111.0	78.1	348	5.3
7	0.65	0.77	0.39	0.43	▲ 29.6	▲ 23.4	29.7	23.1	3.1	8.5	95.8	64.8	359	5.6
8	0.67	0.75	0.38	0.42	▲ 26.9	▲ 24.2	32.6	22.5	8.9	16.5	91.2	60.0	361	5.4
9	0.64	0.77	0.37	0.43	▲ 25.7	▲ 20.8	16.6	12.9	2.6	7.9	80.4	50.2	363	5.3
10	0.70	0.78	0.38	0.43	▲ 17.3	▲ 18.8	24.7	13.2	4.5	8.9	69.9	43.2	344	5.2
11	0.68	0.78	0.38	0.43	▲ 22.1	▲ 13.8	21.6	18.2	20.3	20.8	69.9	43.1	331	5.3
12	0.69	0.81	0.37	0.43	▲ 19.3	▲ 17.4	2.0	▲ 0.1	16.1	18.3	50.5	30.7	317	5.2
22年 1月	0.72	0.85	0.40	0.46	▲ 11.8	▲ 13.4	▲ 5.0	▲ 6.6	11.7	6.6	36.4	18.1	323	4.9
2	0.78	0.84	0.42	0.47	▲ 7.3	▲ 2.1	▲ 8.2	▲ 7.9	11.3	4.7	11.4	1.4	324	4.9
3	0.76	0.84	0.44	0.49	6.7	7.3	1.9	1.1	26.7	13.8	▲ 6.2	▲ 12.3	350	5.0
22年 4月	0.77	0.88	0.44	0.48	3.4	5.7	▲ 5.8	▲ 4.3	18.8	13.9	▲ 22.4	▲ 23.1	356	5.1
5	0.80	0.83	0.46	0.50	14.4	12.3	0.5	1.7	16.3	14.2	▲ 31.3	▲ 28.7	347	5.2
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
23年 1月														
2														
3														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。  
 2. 新規求職申込件数のうち高齢者欄は、平成20年4月から「60歳以上のパートを含む常用」に対象を変更(20.3月までは、55歳以上のパートを除く常用)  
 3. ▲印は減少を示す。 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。 5. 平成21年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。